

**北海道における  
新型コロナウイルス感染症対策に関する検証  
中間取りまとめ**

**「今後の対応方向」部分抜粋**

2020 年（令和 2 年）9 月

北海道

## 第6章 今後の対応方向

### 1 一連の対応についての妥当性及び課題

有識者会議の議論及び市町村・関係団体へのアンケート調査結果を踏まえると、第1波における道独自の緊急事態宣言や小中学校の一斉休業要請、第2波における札幌市との緊急共同宣言や休業要請の段階的解除など、独自の判断に基づく政策決定そのものについては、概ね妥当であったとみなすことができる。

一方で、この間の政策対応に関しては、検査体制や医療提供体制、経済や教育に及ぼす影響への対応、市町村との連携など、改善すべき課題も多く指摘されたところであり、これらを十分に受け止め、以下のとおり今後の対応につなげていくこととする。

### 2 課題と対応方向

※8月28日、国の対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」が決定されており、今後も国の動向を注視することが必要。

#### (1) 感染まん延防止対策

##### 《主な課題》

##### (感染拡大の兆候の早期発見)

- ・ 相談対応、検体採取、検査の持続可能な体制の構築
- ・ 大幅な感染拡大時なども想定した体制の検討 等

##### (機動的な感染拡大の防止)

- ・ 積極的疫学調査などを継続的に実施できる体制の整備
- ・ 集団感染(疑い)の発生に備え、人材育成や保健所設置自治体等との連携など応援体制の構築 等

##### (医療提供体制等の確保及び集団感染への対応)

- ・ 妊産婦や小児、透析患者など、特別な配慮が必要な患者の受入体制の整備
- ・ 今後の感染拡大に備えた入院・宿泊療養施設などの医療提供体制等の確保
- ・ 医療機関・社会福祉施設等での集団感染発生に備えた体制の整備 等

##### (地域の実情に応じた対策の実施)

- ・ 対策の前提となる医療体制の逼迫度合いや検査数などの情報開示
- ・ 感染状況など地域の実情に応じた柔軟な対応 等

##### (感染者情報の公表のあり方)

- ・ 個人情報への配慮を前提とした的確な情報開示 等

#### 【対応方向】

##### (感染拡大の兆候の早期発見)

- 「帰国者・接触者相談センター」の持続可能な体制の確保に向け、相談業務の外部委託等の一層の推進を図る。
- 道と医師会や地域の医療機関など医療関係者との幅広い協力の下、地域の医療機関の実態把握を行いつつ、地域外来・検査センターの設置や帰国者・接触者外来の体制拡充(設置医療機関の拡大、休日対応等)など、感染が疑われる患者への対応体制の強化を進める。

- 現在の新型コロナウイルス感染症に加え、今後の季節性インフルエンザの流行を見据え、より多くの発熱患者に対して、適切な診療ができる体制整備を進める。
- 医療機関や民間検査機関に対し、多様な検査手法の周知や検査機器の整備に係る補助事業の活用を促すなどにより、検査体制の一層の強化を図る。
- 国の接触確認アプリCOCOA（ココア）と道のコロナ通知システムの登録者増加に向けて、道民や事業者に対し積極的な普及啓発を図る。

#### **(機動的な感染拡大の防止)**

- 保健所職員が、疫学的専門・技術分野での業務に集中できるよう、的確な役割分担に基づく感染拡大時の体制整備や業務効率化の一層の推進を図る。
  - ・ 業務の積極的な外部委託（患者の搬送、搬送車両の消毒、検体回収業務）
  - ・ 任期付き職員の積極的な活用などによる、感染拡大時の体制整備
  - ・ ICTを活用した業務効率化（厚労省 HER-SYS の円滑な運用等）
- 道と保健所設置市等との連携の下、機動的な感染拡大の防止に向けた取組の一層の推進を図る。
  - ・ 全道的な感染状況の分析や感染拡大防止対策に関する保健所への助言などが適切に実施できるよう、専門家を確保
  - ・ 道と保健所設置市等が連携した「北海道感染症広域支援チーム」の編成、派遣
- 道立衛生研究所について、感染状況の情報収集・分析、感染症疫学に携わる人材育成や集団感染発生時の技術的支援など、中長期的な視点も含めた機能強化を図る。

#### **(医療提供体制等の確保及び集団感染への対応)**

- 道と医師会や地域の医療機関等との連携により、疑似症患者や高齢患者の受入医療機関の確保、妊産婦や小児、透析患者など、特別な配慮が必要な患者の受入体制の強化を図る。
- 患者数が大幅に増加した場合に備え、地域のタクシー・バス会社等の民間運送事業者の活用を図るなど、患者搬送体制の一層の充実を図る。
- 感染拡大時に必要と想定される病床の確実な確保に向け、感染症患者の受入医療機関の経営状況等を考慮しつつ、空床確保や疑似症患者受入に対する支援を速やかに行う。
- 各三次医療圏において、入院患者数が大幅に増加した段階を想定し、道と医師会や医療機関、市町村と連携して、宿泊療養施設を確保しており、必要に応じ、速やかに使用を開始する。
- 道が一定数を備蓄している感染防護具やマスクなどの衛生用品について、必要量を確保できるよう取り組むとともに、関係団体と連携を図り、医療機関や社会福祉施設等のニーズ等を踏まえ、より迅速に提供する。
- 医療機関や社会福祉施設等における感染拡大の防止に向け、これまでの発生事例等を参考に、より実践的な研修を実施するとともに、多くの関係者にこうした知識や技

術等が伝達できるよう、効果的な取組を進める。

- 医療機関や社会福祉施設等において、集団感染が発生した際に、「北海道感染症広域支援チーム」を編成、派遣するなど、速やかに適切な支援を行う体制を強化する。
- 「共助」の促進の観点から、集団感染が発生した際に社会福祉施設等から介護職員等の相互の派遣応援を行う体制づくりを支援する。

#### **(地域の実情に応じた対策の実施)**

- 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る観点のもと、新たな警戒ステージを決定し、5段階のステージとステージ移行の目安となる指標、それぞれのステージごとの要請例を設定した。また、感染はどこでも起こりうる可能性があることから全道域での取組を基本とし、その時々々の感染状況や医療提供体制等を踏まえ、必要に応じて、特定の地域や業態を対象として施策を講じる。
- 本道の状況については、医療提供体制等の負荷（病床のひっ迫状況、療養者数）、監視体制（PCR検査陽性率）、感染状況（新規報告者数、直近一週間と先週一週間の比較、感染経路不明割合）で構成する新たな指標に基づくモニタリングを行い、これらの指標に関する日々の情報を可視化し、道のホームページで公表するなど、積極的に発信する。
- 振興局においては、地域における感染を早期に抑え込んでいくため、感染経路が不明の新規感染者が管内で1日2例以上といった画一的な基準による対応から、地域の感染状況を踏まえたものに変更することとし、市町村との連携を一層強化しながら、知事による注意喚起に加え、振興局による地域の実情を踏まえた効果的な注意喚起を行う。

#### **(感染者情報の公表のあり方)**

- 感染者情報の公表に際しては、感染症法等の関係法令等の下、感染拡大の防止といった公衆衛生上の必要性と、感染者等に対する誹謗中傷等が起きることのないよう、個人情報保護とを比較衡量しながら、本人の同意が得られた内容について、患者の年代や性別、行動・滞在歴等を公表しており、その際には、国が都道府県単位を基本とする中、本道の広域性や人の動きなどにも鑑み、振興局単位を基本単位としている。  
感染者を特定しようとする動きをはじめ、濃厚接触者やご家族、医療従事者や介護職員等に対する誹謗中傷等があり、人権問題ともなっていることから、道として、感染拡大防止対策の推進、個人情報の保護、積極的疫学調査など、保健所活動への影響等の観点も踏まえ、市町村とも十分に協議を重ね、道としての対応を整理する。
- 感染状況について、医師会や医療機関と必要な情報共有を図るなどして、医療関係者との連携を一層強化する。

## (2) 社会経済への影響対策

### 《主な課題》

#### (中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援)

- ・ 中小・小規模事業者の事業継続に対する切れ目のない支援の充実
- ・ 感染症対策に積極的に取り組む事業者への支援の充実
- ・ 今後の休業要請に対する支援の仕組みづくり
- ・ 各種支援策の活用促進に向けた相談体制の充実
- ・ 地域における経済循環や道産品の消費喚起の促進 等

#### (雇用の維持・確保と就業支援の充実)

- ・ 中小・小規模事業者の雇用に対する切れ目のない支援の充実
- ・ 非正規を中心とした離職者や新規学卒者に対する就業支援
- ・ 転職支援の拡充と人手不足となっている業種における労働力確保 等

#### (観光振興に向けた支援の充実)

- ・ 冬季の観光需要の落ち込みへの対応 等

#### (「北海道スタイル」の浸透・定着)

- ・ 「北海道スタイル」の浸透・定着に向けた道の支援制度の充実 等

### 【対応方向】

#### (中小・小規模事業者をはじめとした企業の事業継続に向けた支援)

- 道の「新型コロナウイルス感染症対応資金」については、これまでの融資実績及び今後の資金需要を勘案し、融資枠の拡充を図る。また、無利子融資について、道の制度のほか日本政策金融公庫や商工組合中央金庫の制度の活用も促し、中小・小規模企業の資金繰りを切れ目なく支援する。
- 感染症対策に積極的に取り組む事業者に対し、専門家の派遣に加え、設備や備品購入、さらには新たな販路開拓等への支援の充実を図るとともに、国に対し事業者が実施する感染防止対策への支援の拡充について要請する。
- 休業要請に対する支援の仕組みについては、基本的には、感染症拡大により再度の休業要請が必要となる事態に至らないよう対策を講じていくが、仮に休業要請が必要となる場合には、国への要請も含め、支援策と合わせて検討・準備を進める。
- 各種支援策の活用促進に向けて、ホームページやチラシなど、様々な媒体を通じて「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」の周知を図るほか、専門家の派遣などにより、事業者が迅速に支援施策を活用できるよう取り組む。
- 市町村と連携したプレミアム付き商品券の発行や商店街の賑わい創出、インターネットや物産展などを通じた道産品の販売など、地域における経済の循環と需要喚起を促進する。

#### (雇用の維持・確保と就業支援の充実)

- 雇用の維持・確保等に向けて、必要な対策を国に求めるとともに、北海道労働局や

経済団体、労働団体等と連携して、雇用の維持に向けた環境整備をはじめ国や道の支援策の活用促進に取り組むほか、経済団体等に対し新規学卒者等の就職活動に対する柔軟な対応について働きかける。

- 離職を余儀なくされた非正規雇用労働者等を対象にした研修の実施（研修中は給付金を支給）や離職者向けの相談体制の強化、新規学卒者の就職のサポートなど、雇用情勢等を見極めながら国や関係機関とも連携し必要な対策を講じていく。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時帰休や解雇などの状況にあって短期的に働きたいという希望を持つ方々に向け、人材を必要としている企業等の求人情報を提供する「北海道短期おしごと情報サイト」の一層の活用促進を図る。
- 離職者の早期就職と企業の人材確保を促進するため、介護や建設など人手不足となっている業種への転職を支援する。

#### **（観光振興に向けた支援の充実）**

- 今後、「Go To トラベル」による道内旅行の促進を図るためのプロモーションを行うとともに、「Go To トラベル」終了後の冬季における観光需要の落ち込みを緩和するため、道内旅行商品の割引に対して支援する。
- 感染症収束後を見据え、交通事業者や観光事業者と連携し、北海道の魅力を国内外へ発信する「HOKKAIDO LOVE」の取組を推進する。

#### **（「新北海道スタイル」の浸透・定着）**

- ウイズコロナの時代を見据え、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが重要であり、その鍵となる「新北海道スタイル」の浸透・定着に向けて、ホームページやチラシなどの広報媒体を活用した普及啓発や、事業者へのステッカー配布のほか、商工団体と連携した全道約 8,000 事業所への巡回訪問などを行う。
- 「新北海道スタイル推進協議会」における「新北海道スタイル」の取組事例の共有や課題解決への意見交換、「新北海道スタイル」の定着に向け積極的に取り組む事業者に対する国や道の支援策の活用促進などを通じて、感染拡大防止と事業継続を両立する新たな取組の創出や感染症収束後を見据えた新しいビジネススタイルへの変化を促進する。
- 人との接触機会を減らし、働く方々の感染リスクを低減させるテレワークの普及・定着に向け、テレワークを導入する企業向けの労務・業務管理等に関するマニュアルを作成するとともに、テレワークに必要な機器整備への支援を行う。

### (3) 教育への対応

#### 《主な課題》

##### (学校休業への備え)

- ・ 学校休業や再開の判断を行う際の学校や市町村・市町村教委との情報共有と連携
- ・ 学校規模や地域の感染状況等による柔軟な対応 等

##### (学校運営の質的改善)

- ・ 家庭学習の支援や児童生徒の心のケア
- ・ リモート教育環境の整備や学習指導要領への対応
- ・ 感染症の理解促進や感染症対策への支援 等

#### 【対応方向】

##### (学校臨時休業への備え)

- 学校における臨時休業の判断については、5月22日付けで文科省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(令和2年8月改訂)」の考えに基づくこととしており、本マニュアルについては、改訂の都度、市町村教育委員会及び保護者に周知するなど、情報共有を図る。
- 本マニュアルにおいては、学校において感染者が発生した場合のほか、感染者が発生していない場合の対応が定められたが、例えば緊急事態措置の際の休業要請においては、「教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について地方公共団体の首長と事前に十分相談」することとされており、感染状況に応じて当該エリアの学校・市町村・市町村教委と緊密な情報共有と連携を図る。

##### (学校運営の質的改善)

- 学習指導員やスクールサポートスタッフ等の人的支援、感染症対策と学習の保障の両立に向けた保健衛生用品や家庭学習用教材などの物的支援を行うとともに、効果的、効率的な学習活動について市町村や学校の実情に応じたきめ細かな指導助言を行う。
- 児童生徒の心のケアに向けて、各学校に対して、次の取組に対する指導助言を徹底する。
  - ・ これまで以上に児童生徒をきめ細かく見守り、悩みや不安を受け止め、教育相談を実施することができる校内体制を整える
  - ・ スクールカウンセラーの緊急派遣やSNSを活用した相談等を実施する
  - ・ 感染者等への偏見・差別やいじめは断じて許されることではないことから、感染症に関する適切な知識を、発達の段階に応じて様々な機会において繰り返し指導する
- 学校の臨時休業等を行う場合であっても、児童生徒の学びの保障が確実に行われるよう、様々な関係機関と連携しながら、教員用端末等のICT機器やネットワーク回線の増速など、必要な環境整備を進める。また、感染症対策を徹底した上で、グループ

ワーク等を含めた効果的な指導が行われるよう、ICTの活用等による協働学習の工夫例などを取りまとめ、各学校の授業改善に資するよう指導助言を行う。

- 校内の清掃や消毒については、国の「衛生管理マニュアル」に基づき、各学校において適切に実施するよう周知するとともに、スクールサポートスタッフによる支援を実施する。
- 保健衛生用品や換気対策備品の整備、3密回避のための空き教室の活用など、各学校が実施する感染症対策と学習の保障の両立に向けた取組に対して支援するとともに、感染防止に向けた学校設備の改修など、児童生徒が安心して学べる環境を整備する。



## (4) 実効性ある政策推進

### 《主な課題》

#### (正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等)

- ・ 感染症に対する正しい知識等の普及啓発
- ・ 差別・偏見の防止に向けた普及啓発と相談対応の充実

#### (市町村との連携等)

- ・ 感染者や道の感染症対策の情報共有などの市町村との連携強化

#### (政策形成過程の透明性確保)

- ・ 感染症対策に係る政策形成過程の記録の作成・保存

#### (政策推進における実効性確保)

- ・ 緊急対策の推進状況の把握・点検
- ・ 政策推進における実効性確保

### 【対応方向】

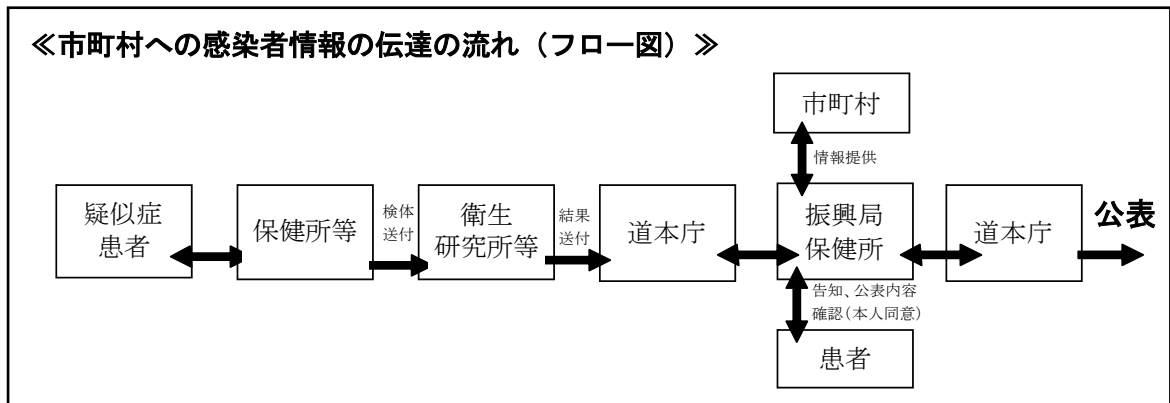
#### (正しい知識の普及啓発と差別・偏見の防止等)

- 感染拡大を防止するため、「新北海道スタイル」の実践の定着に向けた取組をより一層促進するとともに、感染症に関する正しい知識、新しい知見を踏まえた適切な予防行動などについて、あらゆる機会を通じて、わかりやすく情報を発信するなど、より一層の普及啓発を図る。
- 感染者や濃厚接触者、医療従事者や介護従事者、その家族等に対する誹謗中傷等の人権侵害は許されるものではなく、こうした人権侵害が行われることのないよう普及啓発に取り組むとともに、感染症に起因する人権侵害に関する相談窓口を設ける。

#### (市町村との連携等)

- 道内の感染状況をはじめ、道対策本部の決定事項や知事記者会見における発表事項については、その概要をあらかじめ市町村等へお知らせするとともに、資料等については決定後、速やかに情報提供する。また、新たな警戒ステージの設定に当たっては、事前に道の考え方を提示し、提出された意見の反映に努めたところであり、これまで以上に札幌市をはじめとする市町村との連携と情報の共有を図りながら、効果的に施策を推進する。
- 感染者情報については、「市町村への情報伝達の流れ（フロー図参照）」に基づき、振興局長を通じて、必要な情報を市町村長に提供するとともに、振興局における注意喚起を行う際には、事前に市町村と発生状況や対策等の情報共有を図るなど、地域と連携した取組を進める。

また、道として、感染拡大防止対策の推進、個人情報保護、積極的疫学調査など、保健所活動への影響等の観点も踏まえ、市町村とも十分に協議を重ね、道としての対応を整理する。



### (政策形成過程の透明性確保)

- 対策の決定の場である「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議」について、報道機関に公開の上、議事録を作成・公表するとともに、重要な政策決定に係る幹部打合せについては、将来の政策形成等に寄与するため、日時や主な出席者、発言などを記録・保存し、必要に応じて開示するなど、政策形成過程の透明性を確保する。

### (政策推進における実効性確保)

- 新型コロナウイルス感染症に関する道の緊急対策として実施する事業等について、進捗状況や実績などを定期的に把握、点検し、事業の進め方の改善やより効果的な対策の実施につなげる。
- 今後の新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関係法令の動向を踏まえるとともに、市町村との連携や政策決定の手続きなど、推進状況について不断の検証を行いながら、実効性ある政策を適時適切に推進する。